

軽度発達障害の児童・生徒に対する特別支援教育支援体制整備について



鈴木 一彦 議員

△質問▽

来年度からの学校教育法の改正に伴い、軽度発達障害児の乳幼児期から学校卒業後まで一環した支援を通じ、本人の社会参加や自立を目指す特別支援教育が全国の小中学校に導入される。本市における特別支援教育の支援体制の整備として、現在までの校内委員会との設置状況と個別指導計画作成などの対策の進行状況を伺う。

△教育長▽

校内における全体的な支援体制を整備するための校内委員会とは市内全小中学校に設置されている。障害のある児童生徒に対して、学校での支援体制を明確にした個別の指導計画の作成については、二十八校中二十二校が作成済み及び年度内に作成予定である。学校における軽度発達障害についての理解推進や指導

力の向上をさらに進めていきながら、一人ひとりのニーズに合った支援のため活用していきたいと考えている。

職員の分限事由に該当する場合の対応について



勝田 照 議員

△質問▽

社会保険庁の不祥事などを受けて、人事院は、本年十月十三日、国家公務員法の分限処分について、初めて職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置についての通知をした。国家公務員に対してはこのような通知が出されているが、土浦市での分限事由に該当する場合の状況及びそれに対しての対応、処分の状況等について伺う。

△総務部長▽

分限処分には免職、降任、休職及び降給の四種類があり、処分理由には勤務実績が良くない場合、心身の故障、その職に必要な適格性を欠く場合等が地方公務員法に規定されている。本市では、過去五年

間に心身の故障を事由とした処分を十一名に対して行っている。十月には国から「職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について」と題した、地方公務員法に定める処分に対する解釈や手続、留意点等をまとめた通知をいただいております。分限処分制度の趣旨を踏まえて、改めて公務の適正かつ能率的な運営に努めてまいります。

（掲載以外の質問事項）

- 一 平成十九年度土浦市の予算について
二 土浦市の小・中学校における「いじめ」について
三 「新運動公園」建設について

新図書館建設にともなうにぎわい広場は移転か、新設か



小林 幸子 議員

△質問▽

土浦駅北に設置されている若者たちのいこいの広場、通称「にぎわい広場」は、七年前に若者たちと真剣に訴え、暫定利用として設置された。こ

から日本一のスケートボードが誕生するなど、小学生から中年まで日曜日はこた返し、名のごとくにぎわって返す。このにぎわい広場は再来年の三月で暫定期間が終了、新図書館建設場所に決定しているが、このようなスポーツエリアを新設するのか、移転計画があるのか伺う。

△都市整備部長▽

土浦駅前北地区第一種市街地再開発事業は、本年六月に都市計画決定し、現在、来年度の事業認可を目指し事業計画作成を行っている。にぎわい広場は再開発工事着手までの暫定利用施設である。現在、スケートボードやBMX（自転車）など、若い方に利用されているのは十分承知している。今後、同様な施設については、スポーツ振興面、青少年健全育成の面など、多方面からの検討が必要であり、設置の有無を含め全庁的な整理が必要と考える。

（掲載以外の質問事項）

- 二 平成十九年度の本市の機構改革の考え方は
三 二〇〇七年問題（団塊の世代）に対する本市の施策は何か

議案質疑発言議員

議案質疑とは、提案された議案に対して、詳しく知りた点などを執行部に聞くことです。（質問掲載）

〔中田正広議員〕

- 一 平成十八年度土浦市一般会計補正予算（第五款民生費 扶助費 増額の理由の詳細・来年度以降の予想・今後の対策について
第七款土木費 木田余土地区画整理組合補助金 支出の法的根拠と必要性・他区画整理組合及び組合施行での同様の可能性について）

〔久松猛 議員〕

- 一 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について

● 議会報編集委員会 ●

- 委員長 川口 玉留
副委員長 金塚 正功
委員 宮崎 忠志
柏村 志史
吉田 一夫
福田 史夫